

第2回 父野川事業所設備更新等に関する特別委員会

日時：令和8年7月23日（木）

9時30分～11時54分

場所：町民館議員控室

○ 協議事項

① 提出資料の取り扱いについて

＊資料数が多く、moreNoteに掲載出来ないため紙ベースで配布

＊資料は委員限りでの取り扱い

＊第三者の閲覧については、関係先への開示請求にて

② 今後の委員会の進め方について

＊「今後の委員会の進め方について（案）」

③ 父野川事業所の視察について

○ 出席者 13名（欠席者0名）

（議員）11名

大原貴明委員長、阪本雅彦副委員長、高橋末廣委員、岡部史夫委員、高橋誠委員、
光田優委員、森博委員、玉井春鬼委員、大野良子委員、瀧野志委員、熊代祐己委員

（事務局）2名

議会事務局：事務局長窪田・係長重岡

(開 会)

阪本副委員長

お世話になります。

それでは第２回父野川事業所設備更新等に関する特別委員会をただいまから開催いたします。

委員長挨拶。

大原委員長

皆さんおはようございます。

先ほど副委員長の方からお話がありましたけれども、本日、第２回目の父野川事業所の委員会でございます。

本日、先週のですね１７日に資料提出お願いしたところの締め切りをしまして、皆様に、本日、お手元にお配りをしたところでございます。資料の数が多かったんです、ちょっと事前にお配りすることもできませんでしたことちょっとお詫びをいたしますが、本日からは、この資料に基づきまして、様々ご議論をいただけたらと思います。

町民の皆さんからも大変注目をいただいております委員会であると思います。ぜひ町民のために議会がしっかりと意見を集約してよりよい、これからの施策につなげていけたらと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

大原委員長

本日は、傍聴の申し出がありまして、久万高原町議会委員会条例第１７条の規定により、これを許可しております。

それでは、これより本日の特別委員会を開会をいたします。

まず本日の議事録署名人の指名をいたします。

本日は阪本雅彦委員、それから高橋誠委員に議事録の署名をお願いいたします。

お手元にですね、本日、紙資料にてすべて配っております。本日の次第を配っておりますけれども、４番の協議事項に今から移りたいと思います。まず①番、提出資料の取り扱いについてでございます。

まずですね、この中に書いておりますけれども、米印の一番、今回提出していただいた資料を皆さんのお手元にこのファイルで２冊ございます。大変資料

のページ数が多くてですね、moreNOTEにデジタルで記載する容量オーバーとなってしまいます。紙ベースで配布をしております。メモも書けると思いますので、紙ベースで今回配布をしておりますことをご了承いただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 先ほど、議事録署名人を阪本副委員長、肩書きはありませんけども、阪本副委員長とも言われたんですが、委員長、副委員長あるので、議事録署名人は、委員長、副委員長以外のところでとるべきでは。ちょっと局長どうですか。

窪田事務局長 失礼しました。そのようにさせていただきます。

大原委員長 そうでした。うっかりしておりました。申し訳ありません。

岡部委員 もう一度。

大原委員長 もう一度3番の議事録署名人の方に戻ります。

本日の議事録署名人は、高橋誠委員、それから光田優委員を指名をいたします。

大変失礼をいたしました。

それでは4番の協議事項に戻ります。

紙ベースで配布ということで、ご承知いただきたいと思います。

それからは資料の取り扱いなんですけれども、今回ですね、町、それから森林組合双方からですね、公にしていない資料もありますという話がありました。今お配りしているこの紙ベースのファイルですね、これは委員限りということにさせていただきたいと思います。外に見せていただくということも、避けていただきたいと思います。

それから第三者の閲覧、傍聴人であったりとか、これから先資料が見たいという方もいらっしゃると思いますけれども、現時点で久万高原町議会の議会から配布された資料、いただいた資料等を公開する規則がございません。

ですので、今回、この委員会限りというのもなかなか難しいんですね、議会からの資料の議会の解釈で資料の開示はできません。

例えば、この町から提出されたこの資料をどういうものが出てきたかというのは、あるんですけども、このことに関しては町に対して資料開示請求をしていただく。それから森林組合のものに関しても、森林組合に対して資料開示請求をしていただくという手続きを、一般の方はしていただくことになると思います。ご了承いただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 資料の関係ですが、この委員限りでの取り扱いということなんで、それはそれで結構なんですけど。

例えば、このレジメとかですね、こちらの分ですね、いわゆる、今後の進め方とかですね、これも、今のその資料は委員限りということに入るんでしょうか。

それともう1つ、町と、それから森林組合、それぞれの資料をやりとりして、不足資料等々、或いは疑義がある部分については再度資料提出依頼をすることになると思うんですが、この場合ですね、当然、議会の会議録に記載された内容と符合するか符合しないという、いわゆる、議会が提案によって議決をした行為、特に予算関係ですよ。

そういったものについてもですね、やはり、議会の議事録も提出をいただいて、そして、場合によっては、その対比といいましょうか、照合をする必要があると思うので、今後議会の資料の提出についてはどうされるおつもりでしょうか。

大原委員長 まずですね、最初のお話で、この今回の、このレジメであつたりとか、いわゆる議会が作成した文章ですよ。この部分についても今現状ルールがないと思います。例えば、全協の資料であつたりとか、公開はしてないんですよ、今。ということなんでちょっとルールが今できてない状況です。

ですので、今回もこの資料も委員限りにしていただいたらというふうに思います。

	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	そうすると本会議の傍聴関係ですよね、傍聴関係の際には一般質問に限りとかですね、ありますけれども、あれは、いわゆる各質問者の質問内容、お題目といいたいでしょうか、その分だけは載せる、それは今いわゆる抵触をしない、或いは、それなりの明記があるということでしょうか。
大原委員長	ここはちょっと議会事務局長に。 (窪田議会事務局長を指名)
窪田事務局長	ちょっと答え持ち合わせてません。ちょっと確認させていただきます。
大原委員長	(瀧野志委員を指名)
瀧野委員	議会で提案されたり、議決されたりする部分については、調べたら出てくると思うよ。 出てくるよ、そりゃ資料がどうのうこうの言わんでも調べたら出てきますよ。議決案件なんかは。
大原委員長	議事録は公開していますね、今。 議事録はオープンにしています。
瀧野委員	森林組合にしても、組合員は言うたら、全部出してくれ言うたら全部出さないかんわけなんで。ほやけん、それはいろいろあるけど、特別委員会の中身だけで本当に縛れんもんは縛ったらええけど、縛れんもんについては縛る必要ないんよ。いかなんだら、100条委員会なんなり切り換えたらええわけやけん。
大原委員長	(岡部史夫委員を指名)
岡部委員	この問題は、縛る縛らんの話ではなくってですね、特に、これ今日書類でありますように、だだっと思えるだけでも、もう何十年、15年25年ぐらい前

の資料が出てきてます。ですから当然ですね、過去の資料においても、今、我々が、すぐこの手元のタブレットとかネットとかですね、いわゆるすぐに見れない部分を多分、議会の資料としてはある。だから、そういう場合についてはですね、必要なんじゃないかということを申し上げてるんで、もう、すぐ即見れるような部分についてはですね、今瀧野委員言われたように、それは、あえてそのことをどんどんということはないと思うんで、必要に応じて

見たらいいんです。だけど、古い分についてはですね、やはりそれ必要な場合があると、そういうことを含めて申し上げてるんで。そこだけご理解をいただいて、あまりこのことぎり時間を取り過ぎてもいけないんですが、大事なことでありますんで、ひとつご理解いただいて前へ進めていただければと思います。

大原委員長

なんで申し訳ないですけど、資料の公開については、久万高原町議会としてのルールがまだ途上でございます。ちょっと議長の方とも相談しますけれども、しばらくお待ちをいただいたらと思います。

今日の資料もルールが整ってないということで、委員限りということでお願いいたします。

それではですね、まずは、提出をされた資料がそろっているかどうかの確認から入りたいと思います。皆さんのお手元にですね、この2枚ございます。久万高原町長宛と、久万広域森林組合の大野盛隆組合長宛に出された文書、これ2枚ございます。

これは皆さんに配布をする、前回の委員会で、こういう資料を出していただいたらいいんじゃないかということで決定をいただいて、そのあと文書案につきましても、LINEWORKSの方で皆さんにご覧をいただいて決定をしたものでございます。

この資料を町それから森林組合の方に提出して出てきたものが、本日ここにある資料2冊でございます。ですので、ちょっとまずはですね、町から提出された資料というのは、この薄いほうのグレーのファイルになります。これで町から出てきた分を町に依頼した、このA4の文書から確認をさせていただきたいと思います。

なお、事務局の方で、すべてこれ、見出し等をつけていただいて整理をしておいていただいておりますので、それで確認をいただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 先に、これ委員会の進め方というのを先にやるのではなかったんですか。もうこれはあくまでも案で、そう拘束するものではないので、ここらも見ながら・・・

大原委員長 これですか。

岡部委員 いや、違います。

大原委員長 そうそう。順番に行きます。

岡部委員 だから、これは言うたら拘束するものではないと。

大原委員長 あと段階でやろうかと思います。まずは今の資料があるかどうかの確認から。ちょっと段階で踏んでいきたいと思います。

よろしいですか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 これ資料見たら、これおかしいぜ、これ森林組合が、あれよな広域で合併したときからのでとん。我々は、5年か7、8年ぐらい前の資料が欲しいぐらいということでやったらろ、これ全部、1年1年全部やりよったら結構かかる。どういう考え方で、これだけの資料を出してきたかということよな。

大原委員長 瀧野委員、瀧野委員よろしいですか。

これは前回の会議で皆さんの総意でやったもんです。この配布文書に関しては皆さんにご覧いただいております。

その結果出てきたもんです。

瀧野委員 分かるんよ、わかるんよ これだけの文書が出てきたということは、1つ1つ、これ検査せないかんよ。それ時間が相当かかるよ。それは私が持つとるような決算書やったら簡単にわかるが、これすべて1年1年すべて分析していくってこと。

いやその手法を考えよんよ。それ、これだけのもん出して来たらやってしまわないかん。時間が・・・。

大原委員長 瀧野委員、この分析の方法については、ちょっとあと段階で皆さんと相談しようと思っております。まずは出てきた資料がそろってるかどうか。しっかりと行った通り出てきているかどうかの確認をまずさせてください。

そのあとどう進めていくかは、次の段階に進めていきたいと思いますので、まずは資料の確認をするのが一番かなと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 資料の確認という、これ膨大な資料です。今委員長言われたように、当然皆さんで確認された関係資料の提出の項目については、1番から6番まで、これありますように、項目ごとに分かれておりますね。

だから、これを、一応その1番を1番で見てみていくのか、或いは、一応お目通しをくださいと言って時間を取るのか。その時間がそれはどのぐらいいるのかという話になってくるんで、そこは、手順としては、例えばですよ、この1番の父野川事業所設立当初からの云々で、ここに契約書、協定書、覚書、業務委託契約書の全写し。もうこれ1番の項目について、ちょっとお目通しをいただいて、現時点でのご意見があれば、意見をお伺いしたいと。当然もう見ていきよったら、いろんなとこ照合しよったら、いろんな意見が今後出るんですけどね、まず1番から1つ押さえていってね、やったら、資料的にも、範囲が狭くなると思うんです、いかがですか。

大原委員長 おっしゃる通りだとは思いますが、私もざっと見てですね、これがすべてなのかどうかともわかりませんし、中でない資料もあると思います。1

番で、これがそろっとるのか、そろってないのかというのを、ちょっと立ちどまってやっていくと、それだけで今日1日かかるような気がするんで、まず町から出されたのが、この範囲ですということで確認をしていっていただいたらと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

そろっとる、そろってないというのは、多分判断がつきにくいと思うんですよ。

だから、そろっとるそろってないの基準で見ていくのか、それとも、ここの1番に項目に挙げた、当然、それはその下側にはね、いろんな項目が隠れてるんです。ですから、あるかないかという判断はみんなそれぞれ違います。

だから、これはまずは、この1番を見て、この項目に沿った資料が内容のもをご覧いただいて、そのことについてご意見をいただきたいということになれば、もうすでに私が、意見は用意しておりますけれども、すでにわかっているところあるんです。だから、そういうふうに、まずは皆さんが、この基準が違う、知ってる人はすごい深みのあることを知ってるかもしれない。知らない人は、今日が初めてかもしれません。

だから、そういう意味では1つ1つ分解をして、例えば、意見が出される方がある方が、まず先発で出して行って、それから皆さんそれぞれ段階的に、それぞれの各々のご意見を出していくようにした方が、時間が効率的という言い方は失礼かもしれませんが、やっぱり限られた時間を有効に使う意味では、やはりいいんじゃないかなと、私的には思いますが、いかがでしょうか。

大原委員長

まずですね、出てきた資料が、資料1がこうで、資料2がこうですということとで、まずは、まずは見ていただいてですよ、それから資料1がどうですよというふうにまとめて入るような形で私は考えておりました。

この資料1についてお目通しください、岡部委員のご意見がいただきました。それから皆さんの意見がいただきましたと言うのであれば、ここだけで1日かかる可能性も、今日あると思います。

ですから、まず、まず出された資料があるかどうかの確認をさせてください。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 それと違う。それは委員長の考えはそうかもしれんけど、それは違います。
だって、1番のデータが1日かかるなんていう資料じゃないですよ、これは。
これは、あくまでも契約に関する資料ですからね。

例えば業務データとか、或いは財務データとかいうものであれば、或いは、
その財務から中へ入っていく、個別データであればね、やっぱりちょっと経営
データを見ましようと言えば、その経営データとかすごいボリュームですよ。

大原委員長 いやそうなんすよ。それが、ちょっとすいません。
それがですね、これから先出てくるんですよ。それが出てくるんです。この
1から6番で1から6の中で。

岡部委員 1番が1日かかるということでもないのに、何でここに1日もかけなきゃい
けないんですか。

大原委員長 岡部委員、ちょっとご理解いただきたいのが、今回、そのやり方をして1番
からやって、足りないとか、どうですかと皆さんにお聞きしたらですね、2
番の資料3番の資料4番の資料もやっていかなければならない、そこに財務
資料も出てきます。

それを個別でやっていくと、1回1回この資料の確認の前にまず止まってし
まうんで、まず、今この資料が出てますということを確認をしたいということだけ
のことです。

ですから、それから先に一番の資料はどうですか、2番の資料はどうですか
というふうにご意見をいただきたいと思います。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 これだけの資料見て、ほじゃ、さっき話じゃないけど、半日しか時間ないん
じゃろうと思うけど。これやったら持て帰ってもろて確認してもろて、そうい
う意見があったら言うてもらおうとかな。これ、そのために集まってきて、ここ

大原委員長

瀧野委員

大原委員長

(午前9時47分)

大原委員長

(午前9時59分)

(高橋誠委員を指名)

高橋誠委員

いかがですか。

大原委員長

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

大原委員長

高橋誠委員

– 11 –

大原委員長 （瀧野志委員を指名）

瀧野委員 特別委員会については、これが出てきた案件について議論をする場ではないんで、これははっきり最初から言うけれど、そういうことなんで。皆さんの意見をもらう会ではないんで、やっぱり調査した分、それと求めとる資料があるかないか、まず。それが理解できるかできんか。それによって、これはおかしいと、これは足りないとか、

そこら辺の中で、例えば、さっき言うたように、令和10年に広域合併した、平成13年それから操業開始した。ほやけど最初からずーっともう真っ赤かなんよな。その辺の原因は何やったんや。

それと、言うたら、本会議場で一般質問の答弁を最終的に副町長がしたけど、検討をしないで新たに更新をしていくというのはおかしい。

これは私も反省しとります。

これはしっかりと検討しなければならない。ということは、過去を検討して、将来、計画が間違っていない方向を選ぶために、この会はやりよるはずなんやないん。

ほやけ、誰かをコケ落としたりする会でもない。

大原委員長 瀧野委員、申し訳ない。おっしゃることご最もなんですが、ちょっと資料の確認のところをまずご議論いただいたらと思います。

それで中身にちょっと入っていつてしまっております。

資料の確認どうするかところで、今議論しておりますので、ちょっとそこについてご発言をいただいたらと思います。

申し訳ないです。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員 簡単に申し上げたいんですが、皆さん、傍聴の方もお手元に、どういような項目の資料を依頼したのかわかりませんので、そこの朗読をして、その資料があるかないかを、皆さんで確認していただく。そして、あんまり長い時間と

というのは、これは深い話になってくるともう持ち帰っていただいて取扱注意していただいて、そこで見ていただく。次の次回以降で生かしていただくということで、特別気が付いたところがもしあれば、簡単に、手短に意見を出していただく程度で、あとの深い議論の段階的な議論は、3回目以降という形だった方が いいかと思っております。

大原委員長

すいません、まとめさせていただきます。

先ほど瀧野委員のおっしゃった意見、大変ご最もでございますし、これから先の議論、重要な内容を含んでおると思います。

しかしながら、ちょっと内容に入っておりますので、ただいま岡部議員、それから高橋誠委員の方からもご提案がありましたが、まずは今資料を確認していただいて、この資料があるかないかということすらわかりません。今提出されたのがこの資料ということですので、お気づきの点があれば、まず、ご意見をいただきたいと思います。

それから、段階を踏んでですね、その資料の中で議論をする中で足りないのであれば、この資料が足りないという形で、また踏み込んだ議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それではですね、久万高原町にお願いした資料（1）番になります。

皆さんのお手元グレーの資料で資料1というふうに付箋を受けておりますが、これが父野川事業所設立検討時から現在に至るまでの町と久万広域森林組合間の契約書、協定書、覚書、業務委託契約書等の全写しを依頼をしております。

この件につきまして、ざっと目を通したところ、或いは今、何かご意見、お気づきの点がございましたら、ご意見を出していただきたいと思っております。

内容につきましては、後程しっかりと深掘りをして、議論をして参ります。

よろしくお願いいたします。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員

今言われた一番の部分で、私も少し気が付いたところ、ご意見だけ申し上げます。意見だけ申し上げますと、土地の貸し付けを町から受けております。貸付料も金額が明示されておりますが、とにかく、当初から減免、減免、減免とい

うふうな、もう特に5ヵ年ぐらい減免というふうなことをずっと続いておりますし、大体主に見ていくと、その減免の理由が、あまり細かく、本当の具体的な本質的な理由ではないようなところが非常に多いのかなということと、もう1点はですね、契約書、土地の貸借契約書を見たときに、これはですね、土地貸借変更契約のところで、甲が町、乙が、が、甲が町ですね。乙が森林組合ですね。そこにですね、これ土地貸借変更契約書のところに、乙は借受地内において甲が実施する甲、いわゆる町が実施する木材加工施設用造成事業を優先しなければならないとあるわけですね、これ、ですから土地貸借は、町が出資するというのが、これ造成事業だけなのか、或いは、それ以外の部分も含めてのですね、契約書上のこの齟齬があるんじゃないかなというふうな、ちょっと気になるところがございました。今までは、森林組合が事業を実施していると、森林組合の所有というようなところでしたので、土地については、確かに町なんですけども、この契約書上の表現がですね、ちょっと気になるところでございますので、また皆さんで、お目通しをいただいたら、議論してもらったと思います。

以上です。

大原委員長

岡部委員から土地貸付料の減免理由を明確にする資料があるかないかということと、それから、土地の契約書の書き方ですかね。これが、いいのか悪いのかという話が出ました。これはまた後程、しっかりとご議論していきたいと思います。

その他、何かお気づきの点ございませんか。

ちょっと私、委員長としてよろしいですか。

今回、設備更新、機械の更新等になると思うんですけれども、これちょっとざっと見ただけなんであるかもしれませんが、機械の修繕費更新費用あたりどういう取り組みを当初なされていたのかという資料が、ちょっと今のところ見つけられないような気がします。

あるかないかまた後程、しっかりと確認する必要があると思うんですけれども。

ちょっとそこがはっきりしていないかなと思いますので、機械の修繕更新費

用の取り決めについての資料かどうかなというところを確認させてもらっております。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 結局はどうあれじゃないん。副町長から答弁があったように、事業主体は森林組合、それから経営責任も森林組合という答弁がきっちり本会議場であつとるわやけん、ほで土地は町のもんや。それ以外については答弁を信じる以外にないんやなん。

契約書があるかないか言うて、協定書については確認できていませんというあん時の答弁やったよ。

大原委員長 その確認できていませんを確認するのもこの委員会だと思います。要は、契約書があるかないかもしっかり確認して、副町長の答弁が正しいのかどうかを委員会として認定する必要が私はあると思います。

瀧野委員 分かった。あるんなら出てきとるはずや。

大原委員長 だと思います。

瀧野委員 でてきてないんじゃないん。

そのことを言よんで、それは言うたやつが出てきてないんやったら、事前に執行部の方でちゃんと確認して、もう 1 回催促するなりなんなりせないかんのやないん。

今ここで議論したりするような問題ではない。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 ここで議論するのは、次回以降になろうと思うんですが、議論はしてありませんが、ただいま言われるようにですね、ご意見あったように、土地の契約書は見えるんです。ところが、2 番目の損益分岐点のどこまでにですね、土地の

契約書に関するもの以外は一切ないんですよ。

だから、協定書、覚書、業務委託契約書、こういうものがないんですね。

何が言いたいかっていうと、協定書等が存在することによって、例えば、その後に修理代の関係とかですね、或いは町が支援をする、林業拠点だから支援をする。

そこに結びつくものが、本来ないという感じですか。これがすっぱり抜けてます。だからこれは資料がないということだと思います。

以上です。

大原委員長 瀧野委員、岡部委員からご意見をいただきました。このことは、また後程、しっかりと、まだすべてを精査しておりませんので意見としてたまりたいと思います。

資料1のことは他にお気づきの点よろしいでしょうか。

(なしの声)

大原委員長 続きまして、町からの提出資料、資料2についてでございます。

町が試算をしている父野川事業所の損益分岐点計算書、及びその算出根拠がわかる資料が付箋の(2)でございます。

何かお気づきの点ございませんか。

よろしいでしょうか。

付箋の2番です。資料になってます。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 これはですね、原木単価とか製品単価が上の方に書いてるんですけども。個別にですね、原木単価の推移とかですね。それから固定費の内容とかですね、そういうものがちょっと見えないんですね、これ。

例えば、この父野川事業所の、いわゆる会計の中身としてですね、やはり、例えば、一般管理費的なものが本来あるはずなんですよ。どこでも、一般管理費というのは一番最後に。この一般管理費というのは、何が入ってるかってい

うのが問題になるんで。例えば、事業所だけのものなのか、それ以外のものが入ってるのか。というようなところもあったりするんですが、そういうのがない。

だから、この損益分岐点の、この提出された資料についてはですね、前回専門委員会で作された資料の方がまだ見やすいです。

ですから、これは非常にこの資料を見てもですね、これから何が読み取れるかというのは非常に難しいと思います。

もうちょっと砕いた専門的でも構いませんけども、そういう内容の資料が必要だと私は思います。

大原委員長 岡部委員より原木単価の推移、固定費の推移等が見えない。あと経常経費の件が出てきたと思うんですが、これはもしかしたら、財務諸表の中で入ってるかもしれませんけれども、それはちょっと分析を待ってになると思いますが、そのようなご意見が出たと思います。

その他、ご意見ございませんか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 私がなぜ申し上げたかという、ある程度の細か資料の報告をですね、決算分析において毎年度、毎年度、町はやってなければダメなんですよ。

だから、そういう意味においても、森林組合の中には、多分出てくると思うんですよ。今委員長言われたように。だけど、それは森林組合と同様に、町も、把握していなければ、森林組合のこの父野川事業初の経営実態が、見えるはずがないんです。

だからやっぱり町としても、この損益分岐に關しての項目については出すべきだと私は思います。

大原委員長 町としても損益分岐はしっかりと検討すべきではないかという意見がございました。その資料があるかないかも含めて、今後の分析課題としたいと思います。

その他、(2)の損益分岐の關係で何かございませんか。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 これ 4 9 6 0 m³、大体、年間 6 万 m³ ぴくということでやってきた。大体 5 0 0 0 は、最初創業時から 5 0 0 0 はぴくということでやってきたと思うんよ。

それはひいとるけど、何の損益の分岐点なんかがわからんのよ。経営上の損益の分岐点やったら、足りもどうもせんと思うよ。これだけひいたって。

ほやから答弁する人がおらんし、説明する人がおらんけん、これは意見言うても議論になるけんな。

大原委員長 これは今のところ議会の委員会ですので、不明点は質問書、或いはヒアリングという形で、段階踏んでやっていきます。

今日はちょっとそういう形ではございませんので、ただ、何の損益分岐点かわからないというご意見も出たと思いますので、そこは今後の分析課題になると思います。

その他ございませんか。

それでは資料 2 の損益分岐の件に関してはよろしいですか。

以上です。

(はいの声)

大原委員長 続きまして (3) 番でございます。

父野川事業所創業時から父野川事業所へ町から支出された補助金、交付金、補正予算等による支出実績の全明細を提出というふうにしております。これは付箋の資料 3 でございます。

何かご意見ございませんか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 あのですね、それぞれ交付決定通知書というのがあるんですが、交付決定に至る、当然予算、議会での予算の議決であります、その予算を提案するまでの、なぜこうなったかってどういう書類が、町に上がってきているのか。町がどういう検討されたのか。そういう資料はほとんどありません。

ですから、なぜこの予算が必要であったかというところがすっぱり抜けてて、そのあとの写真つきとかですね、工事計画検査とかですね、そういった検査調書とかいうのがありますが、問題は、一番最初の原因のところの資料がないと、形になってないんじゃないかなというふうに思います。

補助金を出す理由は見えない。資料がない。

以上です。

大原委員長 それは森林組合からの補助金の要望書という形で理解してよろしいですか。
そういったものがない。
(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 そうですね。予算提案に至るまでの森林組合にも多分あると思うんですよ。森林組合側にあるはずなんです。だけど、町には絶対それいるんですよ、これは。当然、今回の特別委員会で、公金が適正に使われているかどうかっていうことを見たときには、やはり、出す必要がないものに出してたとしたら、そういう目線も当然あるわけですから、それに足りうる資料というのは、当然ここでつけないと、これは、入口がなくて出口だけしか見えません。

大原委員長 はい、わかりました。もしかしたらクロスチェックをする段階で、森林組合から出てきてる可能性もございますけれども、岡部委員のご意見、補助金要望という形で今ないということが、承っておきたいと思います。
(岡部史夫委員を指名)

岡部議員 森林組合があると思うんですけどね、私が言いたいのは、まずはやっぱりその補助金に関して一切、いわゆる住民からの、例えば補助金要望とかいろいろあると。
それも一切本当はつけなきゃだめなんですよ、ここには。それはやっぱり議会に説明する上でも、こうこうだからということでやってるわけですから。
特に、それは森林組合の書類があるからいいとかいう問題ではなくて、町として、これは出すべき資料が欠けてる、そういうことです。

大原委員長

はい、わかりました。

その他ご意見ございませんか。

(なしの声)

大原委員長

それでは資料の（３）番については終了いたします。

続きまして（４）番です。令和７年度以降計上された父野川事業所設備修理に関する予算の使途明細、及びこれに対する久万広域森林組合からの実績報告書を要請しております。

お気づきの点、何かございませんか。

よろしいでしょうか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

これはですね、３番で申し上げたように、同じようにですね、やはり令和７年度以降のですね、設備修理に関するいろんな資料、やっぱり森林組合からどういう要望資料があつてそれをどう検討したのか。そして、予算提案にまで至ったのか、というのがありません。

ですから、ここはやはり町がお金を出すための理由に関するところがほとんど出ていないので、この資料見る限りでは、なぜ出したのかという理由が見えません。

以上です。

大原委員長

先ほどと同じく、森林組合からの要望書がないということでございます。

その他、ご意見ございませんか。

(なしの声)

大原委員長

それでは４番の資料については終了いたします。

（５）番に移ります。

父野川事業所操業継続に関する町と久万広域森林組合間の協議記録について要請をしております。お気づきの点ございませんか。

なおですね、これは個人名が入っているものについては、個人情報ということなんで、保護ということで、マスキングをされてる箇所もあります。

その点については、ご理解をいただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

何といいましょうかね、森林組合が独自に作成された父野川事業所の現状、これについての、組合内部での取り組みではありませんが、更新の検討なんかもしとる雰囲気ではございませんけれども、これをつけた、そして、町に対して、町が、委員会を設置しておりますけれども、ここの委員会設置に至るまでの流れになるようなものがですね、ないんですよ。これに関するもし会議録、そういうものがあればですね、やはり会議録の方が、現場にいた人間のお声が出てくると思うんで、やっぱりそれが全くすっぱり抜けてます。

こういう資料がないとちょっと、これもですね、どういう検討をしてきたのか。多分、会合の中では、いろんな更新をしたのか、してなかったのか、なぜ今後設備改良をしなきゃいけないのかという、そこで一番重要なところやと思うんですが、そういうところの資料が、会議録とかですね、そういう検討をした経緯というのは、非常に見えない。

だから、これでは、森林組合も町に対して、どういう理由で、やったのか町がそれを受けて、その会議を設置したけども、その設置した会議の中でのどういう討議が行われたのか専門的な討議が行われたのか、そういうものが全く足跡が見えません。

ですから、これは、資料としてはちょっとこれでは判断するものはあまりないですね。

以上です。

大原委員長

岡部委員、今おっしゃられた組織された委員会というのは、これ、ちょっと皆さんこれざっと今日渡された資料なんで、ちょっとこの資料の何ページに書かれてることかお示しをいただいたらと思うんですが。今、委員会を設置

してるはずだがそのエビデンスがないという話だったと思うんですけど。どこの。下に番号振ってるとあります。ページ番号を。

どの委員会の件かをちょっと示していただいたらと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

結局ね、いわゆる森林組合木材加工施設再生対策準備チーム会議。これが24ページに次第があるんですけど。24ページにこのチーム会議で、父野川事業所の再生ビジョンの検討というのがあるんですけど。

だから、これはやはり何ていうんすかね、要点記録だけしかになってないんで。これやっぱり、具体的に参加されてる方がどうなったかわかりませんが、やはりそれぞれ操業を現場に詳しい方も含めての参加だと思いますので、やっぱり現場、実情どうだったんかとか、そういうことがやっぱり、これではちょっと見えないんで、そういうものが、会議録的なものがもっと、要点記録じゃなしですね。やはり、生々しい会議記録があったほうがいいのと。それに至る、例えば、本来は森林組合から何らかの町に対しての公文書というんでしょうか。これ、森林組合の・・・は、あれ森林組合のもんですからね。もう今までの議論でもずっと、あれは森林組合のもんですということをずっと町が言われてますから。

そうすると、ここに設置に至るまでのプロセスが全く見えないんですね、ここでは。ということは森林組合から、こうこうこうなんでと、いわゆる再生をしたいので、それにかかる検討をお願いしたいとか何とか、そういう公文書があるはずなんですけど、これにはないですね。

森林組合から町に対する。それがですね、父野川の事業所の現状、2ページというのがあるんですけど、そこからずーっと見てもですね、先ほど申し上げた、会議のしょっぱなあたりまで含めてもですね、関係するものがない、いわゆる民間団体と町ですから、やはりそれをつなぐ何かがあって、町として判断して、公費を使って、会の開催であったりとか視察であったりとかしてるわけですよ。

それから現時点まで至ってると思いますのでね、当然それは、公の文書がなければ、だめなんで、口頭でこんな大事業の話までできたのかっていう話になってくるんで、やっぱり公文書の存在がこれでは見えないということですから、

非常に交付金を出す上では、交付金が、いろんな出し方がありますけども、公文書がそれぞれ存在しないのに、交付金が出されている事実は、これでは立証できないということになります。

以上です。

大原委員長

岡部委員が今のご意見、この資料の10ページからになると思います。

久万広域森林組合木材加工施設再生対策準備チームの、まずこれを設立に至るまでの森林組合からの文書がない。それからその議事録については要点記録しかないので、議事録全文がないというご意見でございました。

ただいまのご意見はご意見として伺っておきたいと思います。

その他、何かございませんか。

(なしの声)

大原委員長

5番、終了いたします。

それでは町への依頼した資料最後になります。

(6)番、父野川事業所創業による町の林業振興への貢献度を示す通知データにつきましてです。

何かご意見ございますか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

これ一、この文章の書き方はですね。

総合計画の資料であつたりとか、それまでのいろんな林業振興計画、そういうものを出すときに使うような、資料なんで。ですから、客観的に見てですね、データとしてですね、そのデータがどう繋がっているのかを確認ができるようなものじゃないと、これ、具体的にどう繋がってるのかというのは、もう少し深掘りしていかないと、これ林業戦略課、或いは、森林組合じゃないとわからないと思って、もちろん町の林業戦略課じゃないと見えないと思うんですよ。これ、実際には。じゃけど本当に見えてるかどうか。これ、文字では書いてますけども、数字も表してますけど、それはどこからどう繋がってきて、それが

なぜ、この町の雇用に繋がっているのか、或いは、その他の町の福祉、町民福祉向上とか、そういう形に繋がっていったのかという位置付けの関連する、できるようなデータ資料が今までも全くなかったんです。

だからこれは、今回の事業の中ではですね、非常に、興味深い一番の、ひょっとしたら肝と言ってもいいかもしれませんが、やはり父野川操業による、町の、町民へのいわゆる貢献度といいたいでしょうか、そういうのを信じて今まで来たわけですから、やっぱりそのための、このデータ資料というのは、この数字を書かれていても、これは漠然としたものであって、関連するとは、私は理解力は低いかもしれんけども、理解ができにくいですね。

もっとやっぱり専門家の意見が必要になってくるんかもしれませんが、限界であれば、やっぱり違う角度の資料を出していただかないと、これでは全く今までと何ら変わりません。

以上です。

大原委員長 もっと詳しい資料をとということ。

岡部委員 そうです。関連づいた資料です。

大原委員長 もっと詳しい資料の提出ということで、内容については、今後検討ということになると思いますが、今の資料では足りないというご意見でした。

その他何かございませんか。

(なしの声)

大原委員長 それでは町に提出を依頼した資料についての、当面の気づき事項についてはこれで終了いたします。

概ね1時間経過いたしました。10分休憩をいたします。

再開、10時40分にいたします。

休憩いたします。

(午前10時29分)

大原委員長

それでは休憩を解いて会議を再開いたします。（午前１０時４１分）

続きましてですね、森林組合に対して提出を依頼した資料について確認をしたいと思います。

大野盛隆組合長様の文章はお手元にあると思いますので、ご参照いただきたいと思います。

まず（１）番です。

父野川事業所操業時からの久万広域森林組合全体及び父野川事業所における損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、年次のキャッシュフロー計算書、または父野川事業所の減価償却費がわかる資料ということで要求をして出てきたのが、緑っぽい方の資料ファイルになります。の資料１になります。

なお、この中でですね、平成１０年からの財務資料出てると思いますが、そのあとに父野川としても別で付箋がついておるとと思います。森林組合全体と父野川に分けた分の財務資料が出ております。付箋が横に耳がついてます。ですから久万広域森林組合全体は平成１０年からの財務資料が出ております。父野川事業所に関しては平成１１年度からの財務資料が出ております。

何かお気づきの点ございませんか。

よろしいでしょうか。

森林組合全体と父野川に分けて出てます。

よろしいですか。

（はいの声）

大原委員長

一番終了いたします。

続きまして（２）番に行きます。

父野川事業所の損益分岐点計算書、及びその算出根拠がわかる資料ということで、これは町と同じものを要求をしております。

それで出てきたのが、資料２という形になっております。

何かお気づきの点ございますでしょうか。

資料０３という赤の付箋がついております。

これが森林組合から、資料０２が、（２）番のことになっております。

(瀧野志委員を指名)

大原委員長　表になっている通りです。もう私が出したわけじゃないんで、そういう資料が出てきております。

内容につきましてはまた別途やります。

足らざるものとか、お気づきの点。

(岡部史夫委員を指名)

大原委員長 文言が一緒。文言も一緒に、要求したということです。

— 26 —

大原委員長

No. 2 の 1 番 2 番。

岡部委員

[illegible]

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (49字取り消し)

大原委員長

今のご意見はよろしいですか。

岡部委員

今のはもう削除して結構です。

町の分がないってことですよ。町は。

大原委員長

わかりました。

そしたら、岡部委員の今のご意見については、今のご意見については削除と
いうことで。

岡部委員

はい。

大原委員長

その他、何かございませんか。

瀧野委員

この1ページ見たら、1720立米以上引くと黒字になるということよな。

「ほやけ、ということは、その説明を、ちょっとこれいただきたいんじゃないけど、どういう意味で。これ経費も書いとる、売り上げも書いとる、計算はできるんじゃないやけど、説明はできるんじゃないろね。」

大原委員長

瀧野委員から損益分岐は１７２０立米からというふうになっているので説明をいただきたいというご意見が出ましたので、これは後程の分析、或いはヒアリング質問書で確認をさせていただきたいと思います。

その他。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

説明というか、どういう損益分岐点の分析と書いとんよ。どういう意味での

損益の分岐点を出しとんか、それはちょっとこれ全く意味がわからん。その説明はよく十分にしてもろて、文書でもいただいたら。

大原委員長 この損益分岐点はどういう意味のものかということをもそも説明せよということだと思います。文書なり、ヒアリングなりで確認ということで、ご意見として賜りたいと思います。

その他、ご意見ございませんか。

(なしの声)

大原委員長 それでは森林組合の次3番に移ります。
令和8年4月以降の父野川事業所操業における月次の決算資料ということで、出ております。赤の付箋、資料03というのになります。

これも森林組合全体とですね、青の付箋で父野川ということで全体と父野川ということで分けて提出をいただいております。

何かお気づきの点、ご意見ございませんか。

月次。よろしいですか。

令和8年4月1日からということで、4月以降ということで依頼をしております。

(発言するものあり)

大原委員長 はい、そうです。

よろしいですか。

(はいの声)

大原委員長 それでは資料(3)について終了いたします。

続きまして(4)以降ですけれども、皆さんお気づきのことだと思いますが、資料4以降はですね、町との協議記録、それから4番が父野川事業所操業継続

に関する町と久万広域森林組合間の協議記録。これは町にも提出を依頼した同じ文言でしたものでございます。

それから（５）番、令和７年度以降の久万広域森林組合理事会の議事録。それから（６）番、父野川事業所の経営について久万広域森林組合内部で検討した会議録、この３つを依頼しましたが、ちょっと条件がついて提出をされております。

この件につきましては、この文章の発送の名前であります議長に対して回答が来ております。ちょっと議長からご説明をいただいたと思います。

（熊代祐己議長を指名）

熊代議長　それでは、私先週金曜日に森林組合の方にちょっとお邪魔させていただいて、理事会の議事録についてちょっと組合長の方からお話しがありましたので、それを報告させていただきます。

この組合の理事会の議事録というものは、関係機関に問い合わせた結果、公表は望ましくないと、議会に提出するのは望ましくないと回答であったんですが、組合長にお任せしますという話だったらしいです。組合長の方から、僕一任の考えで提出はしますと、いうふうなことで、一応データは受け取ったんです。ただ、開けてません。

これは一応出すんですが、一切口外はしないでくれという内容で、一応、受け取って帰りました。

今日、全員議員がおられますので、全議員に諮って開けて、この中で留めておいていただくというのを条件であれば、会開封しますし、それだったらということで、閉めておくんだったら、そのままもう開けないままで、議事録見ないままでっていうことにさせていただこうと思うんですが。いかがでしょうか。

これ、今委員長言われたんですけど、この４番と６番についても、データがこの中に入らなくて、もしかしたらこのディスクの中に入るとる可能性はあるんですけど、いかがいたしましょうか。

これを取り扱う場合は、当然、もう秘密会という形でくくらせていただいて、傍聴も出ていただくような形にはなるんですが

大原委員長

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

はっきり言うて、我々も、そこまで立ち入る必要もないし、やる必要も私はないと思うんよ。ほんで、はっきり言って、これはどこの問題か言うたら、町長が介入したとか介入せんとか別にして、特別法人である森林組合、これ協同組合の中の理事会、これは経営を判断する大きな会なんよね。そこで決定されたことが覆されて、その就業停止であったり、工場の閉鎖であったりするような理事会の決議されたことが変更されとる。

これは我々が立ち入る、これ1番、今回の大きなテーマやと思うんよね。ちまたでは、町長が何か入っていていろいろ変更されると、森林組合では、そういうこと言うたからこうなっとるああなっとる、一番肝のどこかなあと思うけど。

これはかなり慎重にやらなんたら、いかんと思うよな。森林組合の私はこれ責任やけ、そこのところへ入って行って、その問題について議論できるかいうたら、できんと思わい。我々が。

それはどんなんか、皆さんの意見聞いてみてくださいや。

大原委員長

瀧野議員の今のは、議事録については触れないと、開けないというご意見でよろしいですかね。

その他ご意見。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

やはり3月の組合の理事会の動向がなければですよ、あれの、いわゆる、言い方は悪いですが、なぜこんなことが起きたのということさえなかったらですね、今回のこの特別委員会そのものは多分なかったんじゃないのかなと、私はもう個人的に思ってます。そのぐらい、町の、何ていうんすかね、今までやってきた林業施策の中での林業拠点施設の説明の信じていたということです。

それがあのようなことで深掘りをしていくと、実はそうではないんじゃないかというようなことがわかってきたからこそ、今回の特別委員会の意義が私はあるんだなと思ってます。当然、今後こういうことが起きては困るわけですか

ら、やっぱりきちっとした説明はしなきゃいけないと思います。

今ご意見があったように森林組合の問題です、これは。正直言って。しかし、町からしてみたら森林組合は、主幹産業を林業とする町として、森林組合はある意味で両輪のごとく林業施策に関わってきた立場でもあります。

だからこそ、なぜこんなことが起きてしまったのかというのは、やっぱり知らないといけないし、これをうやむやにして、この先起きてくる可能性がある公金の支出のあり方、これが適正といえるのかどうかというところまで入ってきますから、当然、これを評価するのではなくて、こんなことがあったんだ、こういうことが議事録に書かれているんだという事実の確認だけに私はなるんだろうと思います。

そういった中で、組合の理事会自身が、いわゆる、ある意味、当然100条委員会ではありませんから、通常の特別委員会の中で、資料の要望を受けた段階では拒否することは可能だと、何で出さないかんのですかっていうのは、森林組合としても、当然それは拒否することは可能だと思います。ですけど、理事会としては出たくないというご意見があって、組合長に一任ということですから、ここで一任でこれを開けることについていかなものかというところを、今、ご議論していただくわけですけども、私はやはり、その理事会としても、出たくないという意思がある以上ですね、私は、しかるべき時期が来るまではですね、開陳しないと、今の封をしたままでですね、おくべきかなと現時点ではですよ、だから今後の委員会の審議の状況の中でですね、それを開けさせていただこうじゃないかと、もう開けた以上は、我々も見た責任があります。ですから、そういう意味で、現時点で私は、組合の理事会の意思が開けたくないという指示が強いように感じますので、現在は開陳しないでしかるべき時期に開陳すべきというふうに思っております。

以上です。

大原委員長

その他。

(熊代祐己委員を指名)

熊代議長

すいません。ちょっと補足といいますか、これ、岡部委員のちょっと話を聞

きよって。一応もらって帰った資料につきましては、理事と組合員は、開示請求したら見れるということではありました。

ただ、うちが受け取ってもし開けた場合は、当然、この中だけで話をさして、見るということをしていただいて、あと委員長とも話をさせていただいたんですが、なんて言ったかな。その会議の中の取り扱いのことをちょっと説明してもらったら。例えば、議事録に載せれんとか。ちょっとそこを。

大原委員長

議長と相談をさせていただきましたが、そもそもこれを公開をしないということなんで、今議長の方が話したように、組合員と理事さん以外には開示しないという方針ですので、我々が、それでも構いませんよと、今ここで、もし決まったとして、開けたとしてもですね、公開で議論、傍聴人を入れて議論ができない。そうなります。この内容について。もう1つですね、損益の話であったりとか財務資料とかの話をするときに、議事録のときにこういうふうなことがあったよということも、そもそも口外になりますんで、委員長として発言を求めなければならないという形になります。プラス、委員長報告に議事録の内容に、触れられないという形になる。そういう形に今のところはなります。

(瀧野志委員を指名)

瀧野委員

私がどうしても開けんほうがええよと言ったかということは、これは森林組合の相対的な責任であって、町長も、その中入っていろいろなやられとるかも分からん。そこへもってって、私はが、その中へ入っていく必要はないということよ。

開示がしたいんなら、森林組合が開示してきたらええんで、我々が明ける必要はない。同罪になる気があるんならやったらええよ、それは誰が考えてみたってその通りなんよ。あえてこの特別委員会が、我々がほんなら開けます言うて開ける必要は私はないと思う。

これは私の意見です。

大原委員長

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 やはりですね、組合の意思としては、特別委員会というのは特別な立場ですから、これはいつも存在するものではございませんので、やっぱりどうしても組合としては、なぜ出さなきゃ、出したら不都合になると、例えばですよ、そういうものは出したくないという意思は当然あると思いますよ、団体としては。だから、組合員以外は見せないと、見る方法ありますけど、見せないと。見せないってことは、ここの特別委員会での議論の俎上に上げることはできないよという、やっぱりこう約束みたいなもんですから、その縛りがある以上は、我々はそれをあえてこじ開ける必要はないし、今ご意見があったように、この問題の発端は、いわゆる組合理事会と、町長の関係なんですよ。だからある意味、ブラックボックスなんですよ。

じゃけん、これを、どちらかが、正直にもう出してくれと、出しますと。出してもらえば、本人の了解に基づいて出されたものであれば、我々を見るけれども。今、こじ開けたら、やっぱりこじ開ける前よりも想像以上のものが出てくる可能性がある。だからやっぱこじ開けない見ないほうがいいと思います。

大原委員長 その他ご意見ございませんか。
そしたら皆さんにお聞きしたいと思います。
副委員長と僕ら最後にしましょうか。
それは議席番号順で、高橋末廣委員からお願いいたします。
(高橋末廣委員を指名)

高橋末廣委員 この委員会で開けるかということの問題、今が、になっとんだと。組合員でも見れるということですから。公開されてしかるべき文書であろうかと思いますが、それともう1つ、ちまたで言いよることの事実というか、それについては、やはり正しく理解しておきたいなという気持ちはあります。
ただ今、ご意見が出るように、この特別委員会で開けるということの問題点はやはりしっかりとらえて、やっていかなきゃいけないというふうに思います。

大原委員長 (高橋誠委員を指名)

高橋誠委員	私は、森林組合の理事会の内容とか、決定事項のことまでに入ってまでする必要はないんじゃないかと思いますんで、開けないほうがいいんじゃないかと思います。
大原委員長	（光田優委員を指名）
光田委員	今回も趣旨といいますか、やっぱり、森林組合の健全な運営ということを目指すという基に、が主な目的だと私は思っておりますので、そのいかに、町長が決定事項にかかってきたという事実はあろうかと思いますがけれども・・・
大原委員長	ちょっと光田委員、お言葉に気をつけていただいた方が、決定事項に関わったという事実は、まだ、決定事項に関わったというのは、全く認定されてないので、そこはもし取り消されるのであれば取り消されといた方がよろしいかと思います。 そういう可能性があるというところでとどめておかれた方がいいかもしれないです。
光田委員	失礼しました。
大原委員長	訂正があるなら、訂正していただいたほうがいいと思います。
岡部委員	決定事項は決定事項じゃろ。
瀧野委員	決定事項じゃ
岡部委員	決定事項じゃろげ。
大原委員長	決定事項に関わったと発言されたんで。

岡部委員	決定事項に関わったんよ。関わったんよ。
瀧野委員	もう犯人・・・
大原委員長	委員長としてちょっと心配して・・・お任せしますが。
岡部委員	かまん、かまん・・・
光田委員	それが正しいということであれば、撤回したいと思います。 そういったことでこの理事会の議事録等々まで、入ることはないのかなと私は思っております。
大原委員長	(森博委員を指名)
森 委 員	父野川事業所の経営に関しては、本来、森林組合が主体でやるべきところ、かなり町が関わってきつつあるというところで、そういった経緯をちょっと知りたいというのは、実際あるんですけども、町の方の資料にも、町と森林組合、県も含めたプロジェクトチームを発足させて、かなりのところ検討しているといった内容も見受けられますので、その辺の流れの確認もできるかなと思ったんですが、先ほど皆さんが言われとる通り、理事会の決定のところまで踏み込んで、まだ早いかなと思います。
大原委員長	(玉井春鬼委員を指名)
玉井委員	皆さんお話聞きよったら、まだ森林組合まだ余裕があるんじゃないかなというような気がして参りましたので。その辺の人も見せられん、自分らも見な、見なきゃなし、見るべきじゃないというようなことあるんじゃないかなと思ったら、見んほうがあええです。
大原委員長	大野委員、お願いいたします。

(大野良子委員を指名)

大野委員 山主さんたちの、組合員でお金を出し合って組合というのが森林組合だと思うんです。上の中身については、やっぱり組合員が正すべき、もし問題があれば正すべき問題かと思いますので、私たちが、理事会の内容をとすることは差し控えた方が、いいかなというふうに思います。

大原委員長 (熊代祐己委員を指名)

熊代委員 私は受け取った時点からお返ししますということで組合長には言ったんですけど、最初はディスクが1枚でした。これと全部がまざっておりましたので、それを、先週金曜日にまた申し出して、2つに分けていただいて、こっちとあっち取りしてもらって、封をしとってくださいということで、受けたぐらいなので、私は開けないほうがいいと思います。

大原委員長 (岡部史夫委員を指名)

岡部委員 あのね、それぞれのご意見をいろいろこう差があっても仕方がないと思うんです。ただ、誤解をしてはいけないのは、この委員会で、組合が、組合員以外のものに開示することは、もうできませんよと。いや見せませんよと、見ちゃいけませんよということですから、特別委員会であっても、それを超えて見るんだったら責任とってくださいよということですから、ある意味で。だからその資料を見たけんいうてね、別にこの委員会が正すわけじゃないんですよ。

それを誤解せんようにしとかんと、ただすわけじゃないんで。ただ、我々が今まで憶測の中で、多分こうだったんだろうなというところがここに書いてあるねっていう確認するだけなんですよ。

だから、正しておかしいとか、おかしくないとか、それを言うものではないんで、そこは誤解をしないようにしてもらいたいのと。もう1つは、森林組合として今後ですよ、例えば、あなたらが見ても、見るか見んかはあんたらが判断したらええわいと言うたのに、あなたらが特別委員会で見んかったと仮に言

うてくるかもしれません。

でも、これは僕は、あくまでも特別委員会としては、さっき議長が言われたように、組合員であれば見る方法ありますよと、それら以外ものには見ていただきたくないというそういう意識がありますから。これは、そういう意思を我々尊重して、特別委員会の中で、みたいけど、組合員の意思を尊重していないということで。いや見たいですよ、見ただけど、やっぱりそこは見たいですよ。だから、そこは、この会議録の中でですね、ぜひ残しておいていただけないと、先々、いろんな問題に影響します。

以上です。

大原委員長 全部議事録とっておりますので、公開になりますので。
副委員長、お願いいたします。

阪本副委員長 私も、現時点では見ない。開けないということに賛成でございます。
以上です。

大原委員長 (瀧野志委員を指名)

瀧野委員 さっき言ったように特別法人の理事会なんで、これを特別委員会を立ち上げたけんいうて開示するじゃのいうことは本当は考えられんのよ。

ということは、森林組合と町長、行政を犯した罪を、これ議会も一緒になって、判子押すようなもので、やっぱり我々は、別の立場で、やっぱり解決策を考えていく組織じゃと思う。

そういう意味で、開示したからわかったから、今岡部委員が言うたようにそれについてどうなるこうなることはないけど、肝のところは、今の理事会の変更さしたとこなんやけど、それは、森林組合さんと町長さんの責任に、取ってもらて、我々が一緒になって取る必要は私はないと思う。

そういうことで私は言わしてもらた。

大原委員長 委員長としての私の意見ですけれども、先ほど岡部委員の方からも意見出ま

したけれども、その意思決定がどうであったかというのが、今一番関心があるところであると思います。

私、今後の会議の進め方にも書いてあったんですけど、ガバナンス分析ということで意思決定がどうだったかというのは、やっぱりこの委員会ですっきりと議論をしていって、それを追求していくのではなくて、こういう意思決定があったというのを順序立てて、やはり委員会として明らかにすべきだと思っておりました。

なので、そこに関して、第三者の意見とその第三者の意見を受けて、理事会経営陣がどういう判断をしたのかが今現状になっていると思います。

そこを分析することは非常にこの委員会の肝だと思っておりましたが、その当事者がやはり開示してはいけない、議論をしてはいけないということであるのであれば、私は、今時点で、これは開けるべきではないと思います。

ただ、第三者の関与につきましては、憶測ではないですけども、3月議会6月議会で答弁が当事者からあったと思います。委員会というか議会としては、委員長報告もそこを現時点では採用せざるをえないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

今、委員長言われたガバナンスの問題。これ町もそうです、町の中のガバナンス。それから町と関連、協力関係にある森林組合としても、森林組合のガバナンスがあります。

それぞれガバナンスがあって結構なんですけど、やはり我々は、そのガバナンスを信頼することができるかできないかというところが将来ですね、先々やっぱりガバナンスを信頼するからこそ、やはり町の発展に繋がっていくんだというところでの公金の適正な活用に繋がっていくと思いますので、これやはり本当はね、今の繰り返しになりますが、やっぱり批判はしませんが、見たいなというのが正直でございます。

以上です。

大原委員長	それでは最終的に決を採りたいと思います。 この議事録を見ての通り封をしております。もうこのまま、森林組合、要求をした4番5番6番の資料の、この議事録関係につきましては、このままお返しするという事でよろしいでしょうか。
岡部委員	お返しするのがいいのか。
大原委員長	保管するのがいいのか。
岡部委員	例えば適切なところで保管をすると。 あんたら返したじゃない。わしは出したと。出したのに、返したんじゃない。 どうなるんということはないんで、そこをちょっとね、お返しするという事については、慎重に判断をされた方がよろしいかと私は思います。
大原委員長	それでは、訂正をいたします。 お返しするというのではなく、しかるべき方法で、保管をしておくという形。局長金庫がありますよね。
窪田事務局長	鍵つき
大原委員長	鍵つき金庫。
岡部委員	会計・・・入れてくれんのかい。相談して・・・
熊代委員	そのことは私は言いませんので・・・
大原委員長	それではお返しするという形ではなく、しかるべきときで開けざるを得ないときが来るかもしれません。 この委員会が閉じるまでは保管をしておくという形で、皆さんよろしいでしょうか。

(はいの声)

大原委員長 それでは、この議事録に関しては封をしたまま、議会事務局の方で保管という形にさせていただきたいと思います。

窪田事務局長 どこに保管とはいいません。

(発言するものあり)

大原委員長 それでは、以上が提出資料の取り扱いについてでございます。
続けていきたいと思います。
今後の資料、委員会の進め方（案）という形でレジメの②番でお示しをしております。

皆さんのお手元に、16ページの部分の、今後の委員会の進め方について案というものの、文書をお配りしていると思います。これはですね、私の全くの私案でございます。

ご覧の通り提出資料が大変多岐にわたっております。数百ページでございますので、各資料についてどういう視点でやはり分析をしていかなければならないのかというところを、私なりにまとめたつもりでございますが、非常に細かく書いております。おそらくこの通りにやれば、半年ぐらいかかっていくのかなと思いますので、これの通りにしてくださいということを言うつもりもございません。この中で選んでいただいて、或いは足らざるものは足らざるもので分析をしていく必要があると思います。

基本的に私いないなと思うのが、今のところ、いないなというか、ページ番号の3ページ、16分の3の提出資料のクロスチェックの実施という形になっております。

これは町と森林組合から、提出された資料を双方に齟齬がないかということを確認するべきじゃないかということで書いているんですが、これも膨大な時間がかかると思います。ここは必要かどうかというのはまたご議論

をいただきたいと思います。

それから５ページになります。

ベンチマーク分析ということでやっておりますが、これは要は父野川事業所、経営が非常によろしくない、開設当初からという話ですけども、これは果たして父野川事業所単体の経営の問題なのか、或いは、製材業がそういうふうな構造的な問題なのかということをはっきりさせるべきかなということで書いてありますが、ここも必要かどうかというのはまた皆さんでご議論していただいて、必要でなければ、必要でない、よろしいと思います。

次の５－５のガバナンス分析、意思決定の分析でございます。

これ先ほど申し上げました、議事録に関係することでございます。

現状これは確認するすがございせん。ということでこれはできないという形になると思います。

そしてですね、１６分の７ページからが、各資料の個別でこれを確認していけばいいのじゃないのかなというところで、おまとめをさせていただきました。

１６分の７ページにては、赤字要因はこのように分析すべきかなということで大きく変えております。

１６分の８ページから、今、皆さんにご意見をいただきました（１）番から順に書いておりますが、ここでこういうことを確認して、このようなことを分析すべきではないかということで、非常に細かく書いております。

たたき台としてご活用いただいたらと思うんですけども、何かご意見ございましたら、この通りしてくださいというわけではございせん。何かご意見ございましたら。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員

理事会の議事録について、開封する、せんの話があったけど、それはお互いの責任に任せて。ほんで、いうように、４月１日から後の赤字よね、月に１０００万超える。ここら辺の問題から始まって、やっぱり経営の問題。ここら辺についてはできるだけ早く分析しながら出してあげると、これ長なったら長なるほど、この赤字の補填と大きくなってくる。

ほやけん、たちまち、何を急いで、何がゆっくりでいいかというやつをもう

1 回、整理してもろて、じゃないと、開示せんから言うて、中身に入っていたのかいうたら、そうじゃないんで一番肝心なのは、更新をするためには25年間のやっぱりちゃんと経営、言うたら、検査をして、その中で、更新について考えていくということは、経営の中に入っていくということなんで、そのところは、できるだけ早く答えを出してあげたほうがいいんじゃないかなと思うけど。

それでいかなのならどうなんすることもできん。

我々議会としたら、その特別委員会を立ち上げて、その答えをできるだけ早く出してあげるというのが仕事じゃないかなと思うんよね。

大原委員長

瀧野議員からご意見いただきました。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

今後、委員会の進め方については委員長なり副委員長なりに、初めてのケースの中でいろいろお調べになって、これかなあれかなということで作られたんだろうなというふうに思います。ですから、いろんなご意見があろうと思います。

ですから、今日の資料のことも含めながらですね、こういった進め方、当然これには、資料要求のレベルのものと、それからヒアリング上のレベルのものと、いろいろあると思うんです。

だから、皆さんに、1つこれお持ち帰りいただいてですね、そして、交通整理をしていただいて、やるべきかなというふうに思っています。

先ほど委員長言われた、このガバナンスの意思決定の分析については、当然、100条委員会あたりになってくると、これは必要になってくるとは思いますけれども、現段階ではですね、これは、そうであろうがなかろうが、やっぱりその団体の執行機関がありますから、その意思決定で、これはなかなかガバナンスの分析っていうのは難しいと思うんで、これは、削除すべきかなと私は個人的に思います。

あとですね、7ページとかですね、それから5-4のベンチマークとかありますけれども、特にここらあたりはヒアリングのときに非常に使える。当然、前

もってこういうこと聞きますよというところでのヒアリングとしてですね、非常に使える資料ではないかなと。

ただ、そのあとに、何を求め、何を確認したいのかというのが、こちらにないですね、ただ聞いただけで終わってしまう。次につなげられるような形にしないと、終わってしまうことで、だからそこはちょっと聞くのはいいんだけど、そのあと段階的にどうなんだという、こちらが委員会として、検討事項、検討を深めていく中で使えるような、ヒアリングの目的でないと思うので、そこあたりは、委員長、副委員長が筆頭になってですね、その先にあるものについての想定あたりは、事前にしたためておいてもらってればですね、タイミングタイミングで、皆さんの迷ったときにですね、参考になるかなというふうに勝手に思ったりしております。

それから一番最初の委員会運営の基本原則のところでは結論ありきではなく、事実に基づき判断すると、この結論ありきではないというのは、非常に意味深な言葉で、ある意味、そうだよねという部分と、ある意味、何か違う排他的な部分としてとられる可能性のあるこの表現だと思います。

結論ありきっていうのは、ここへ進むために、この議論を進めるのかという。

いやそうじゃないですよということですから。でも、それは、結果がもうすでに出てる部分もあったりするんで、じゃあその結果はどういったプロセスでそこに至ったのかというのを知りたいわけですよ。

これは今後、特別委員会では、議論していくんですが、この表現として、結論ありきではなくというのは、非常に意味深なんですね、これはちょっと、私は個人的には載っけておいたほうがいいかなと個人的には思います。

大原委員長

まずですね、瀧野議員のご意見の方からなんですけど。瀧野議員おっしゃることをご最もだと思います。本当に今、経営状況で急がなければならなくて、提出された資料、これ、（１）から順で私書いてますけれども、どの資料から分析すべきかというのは早く決めてあげるべきだと思います。

そこはちょっとこの後、議論したいと思います。

それから岡部議員が今言われた結論ありきではないということなんですけど、ここは確かに意味深、私書いたのはいい意味深ではあるんですけども。

要は、これから先、父野川事業所、町が関わっていく上で、最適な事業スキームは何かというのは、様々あると思うんです。今まで意見が出てきたように縮小、廃止、更新、様々あると思うんですけど、そこはもう結論ありきで、議会は考えるべきではないという意味で書きました。そもそも結論が今出てないということで書いてますので、適切ではないというのであれば、これはもう全案ですので、削除してもいいと思います。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員

委員長いみじくも今言われましたけども、やはり特別委員会として、どこまで行くのかなという、1つのゴールみたいな出口ですよ、そこは当然、中間報告、或いは、最終報告あたりで、関係されていくと思うんですけども。やはり今委員長言われたような、例えば、事業スキームの話はね、特別委員会で、この事業スキームであるべきじゃ、いや、縮小すべきじゃとかね、その議論というのは非常に難しいんで、これはもう専門的知見、やっぱりこういういろんな方々のご意見が、こうまぜながらやっていかなきゃいけないんで、それは私たちの範疇を超えてるんだらうなというふうに思っています。

ですから、やっぱりそこまでやってしまおうとすると、やっぱりこの結論ありきではないということがですね、なんか微妙に出たり沈んだりしてくるんで、やっぱりこの表現はいかなものかなという意味で申し上げました。

それから回答期限なんですけど、この回答期限が結構長くとられているんで、これ2回目ですから、そんなに複雑な、出せなきゃ出せないと言ってもらえればそれでいいのかなと。そういう意味でもう、やっぱり10日をめどぐらいです、回答期限を区切ったんでも、これ2週間、前と同じような間隔を設けるとですね、出てくるまで相当時間かかります。ですから、やっぱりその間も当然議論をしますが、せめて10日ぐらいです、回答期限をしてきてあげて、出せなければ出せないんで、仕方がないんだらうと思いますので、その辺もご議論いただければと思います。

大原委員長

はい、わかりました。

まずですね、岡部に最初に言われた、今後の事業スキームの話ですが、これ

私、この作成したお渡しした資料の14ページからになります。

14ページの大きくくりで、7番としてですね、大体シナリオ分析及びリスク分析という形になっておると思います。

これが要は代替案シナリオこうですよこうですよというのを書いてるんですけど、ここは確かに、時期尚早のような気もしますが、今後のことを思って書いたことなんで、ここはちょっと当面无視していただいても結構かなと思います。

それからその次の7のリスク分析もですね。

要はそのシナリオを取ったら町財政であったり、経営になって、どうリスクがあるのかという分析なんで、これもちょっとかなり踏み込みますので、ここもなしにしていいただいたらと思います。

最後の8番の投資回収制の検証なんてのは、もうこれまさに経営の話に入っ
て参ります。

ここも当面は、私も無視でよろしいと思います。参考までに書いております。

あと、資料の回答期限につきましては、また、なるべく短くということで依頼をしたいと思います。

その他、ご意見ございませんか。

(熊代祐己委員を指名)

熊代委員

この委員会のスケジュール感でいうと、16分の1ページに最初下に、3番あらいね9月の定例会に中間報告までの委員会のスケジュールということで、今日は23日なんですけど、この疑問点について取りまとめが8月3日の週にという書いとるということは、これ来週もう1回、会を開くか何かっていう予定ですかね。そのあとは、これ24日の週31日、休会中定例会、中間報告となつとんで。

23日から8月3日までの間のスケジュール感をちょっと教えてください。

大原委員長

これちょっと全くも、相談もしてない私の私案なんですけど、これ8月の3日の週ということなんで、最終、その週の金曜日まででいいかなというふう
に書いたんですが、なんせちょっと9月の定例会まで非常にタイトなんで

すね、要は質問書の送付は最終８月の７日金曜日発送だったら、委員会が複数回取れるかなというイメージで書いております。

当然、盆挟みますので、その盆期間がなかなかちょっとネックになるんですが、そういう意味で言うと、８月２１日金曜日に、回答期限と言う形。必要であればヒアリングだと思います。

（瀧野志委員を指名）

瀧野委員　これ最初に一番に委員会の目的と書いとるけど、これはこの目的を達成しよう思ったら、結構時間食うと思うんよ。

今言うように、今日みたいな会の進め方をしよったら、これ、毎回毎回、なかなか進むまんと思う。ほやけん、もうちょっと１６ページを、３ページぐらいにして。いや、そうせんと、段取りを変えんとね、絶対にうまいこと行かん。ほんで、感じなことは何と何か、そうだいぶはないと思う。そこら辺をもう１回検討してもらって、次の会の冒頭で相談してもろたら。

大原委員長　熊代委員、さっきのスケジュール感の話はそれでよろしいですか。

熊代委員　はい。

大原委員長　瀧野委員、今ご意見がありました、この資料を短くしてというのも、それは最もでございます。今説明した中で、削除したほうがいいこともありますので、そこは削除して、ただですな、各資料の分析の着眼点の確認事項については参考までにということで、これは短くというか、このままで足りないところ足していただいて、いらないところはいらないということで判断していただいたらと思います。

（岡部史夫委員を指名）

岡部委員　要はですね、なぜ赤字操業が続いたのか。なぜ途中の設備更新の計画が、この２５年の間になされなかったのか。なぜ、そうでない理由で公金がいとも簡単に流れたのか流れてないのか。

そういうところが、いわゆる、最終的にチェックポイントになってきますので、おのずと、そんなに複雑なものはないんだろうなというふうに、トータルとして、やはり、固定費がやっぱり原因とか、何が原因なんだなあというところから、やはり主な分析上の中でのポイントになってくると思います。

それと、やはりお盆を挟みますから、当然、今回開いて、あと資料が不足する分、再提出依頼をする分についてはですね、早急に次の会を開いて、もう今日も幾つか出てましたから、もう早く開いて、とにかく、こういう資料を出してくださいという点について早く出していただいて、可能であればもうお盆明けにはですね、資料が出せるぐらい、21日まで引っ張らないで、やれないかなと。結局そのお盆の間の期間が、考慮してしまうと、結局、後ろ後ろへいつてしまいますから、その間、もう少し有効に使えないのかなというのは、やっぱりちょっと委員長、副委員長でですね、相談をしながら、日程調整をですね、ぜひしていただければいいのかな。当然、緊急で、会を開かなきゃならない、或いは、ヒアリングはまだこれでは足りないからとかいう、そういうこともあり得ると思いますので、それね、必要な資料については、もう早く提出依頼をかける、そういったことの方がいいんじゃないかと思いますが。いかがですか。

大原委員長

会議に関しましては、なるべく早く招集をして、資料提出を早くということとは、それは心がけていきたいと思います。

その他、何かございませんか。

それではですね、ちょっと最後にもう1個。

最後16ページをちょっとご覧いただきたいんですが、この会議の進め方、この委員会の報告の着地点をですね、ある程度、皆さんで共有しておきたいなと思っております。

岡部委員からも、今、おまとめいただいたような意見4点ほど出ましたけれども、私として今考えていたのがこの8点でございます。

1番、25年間の父野川事業所の経営実態、2番目が、この赤字の要因は何であったのか、3番、契約・ガバナンス上の課題は何か、4番、設備更新は果たして必要なかどうか。5番、代替案と比較検討した結果はどうであったか、もう先ほど申し上げましたように、し、縮小であったりとかやめるであったり

とか、設備更新をする民間連携、いろいろあると思います。

それから6番、町の財政への影響はどうか、7番、地域林業・地域経済への影響はどうなのか、8番、町としてとるべき、議会としてとるべきと思われる最も合理的な事業スキームは何か、委員会として最終的に、私として結論を出すべきかなと思ったんですけども、先ほどから皆さんから様々意見が出ております。

ちょっと着地点についてですね、今の段階で、ある程度、まとめていただきたいなと思います。ご意見を出していただきたいなと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

パッと見て、5番の代替案との比較結果、大体は難しいと思います。これは削除すべきかなと。

それから8番の町として、最もとるべき最も合理的な事業スキーム。これは、議会が特別委員会が考えるべきもではなくて、もっと専門的なところでですね、やっていただくべきかなというふうに思っております。

それから、三角マークとしてですね、設備更新の必要性って、これもですね、非常に代替案とかですね、合理的な事業スキーム云々とそういうのにも関連してくるので、ちょっとこれ設備更新の必要性についての議論というのはですね、表現変われば別ですが、このままの表現だと設備更新の必要性いうたら、じゃあ、委員会として何か持ってますかってことにもなってくるんで。ここは、どうなんでしょう。この表現としては、必要性というのはちょっといかなものかなと。設備更新の検討経緯とかですね、それぐらいで、私はいいいんじゃないか。どうして検討しなかったの、いや、したのかなというところでの、設備更新の検討経緯ぐらいで推しはかって、そこから、向こうの更新をすべきじゃないかに近いような検討をこの委員会でしてしまうと、結構深い専門的な議論に入ってしまうんで、それは当初の特別委員会を立ち上げた目的からしても、少しちょっとハードルが高過ぎるかなというふうに思いますので、やはりちょっとそれは、ご検討いただければと思います。

別になくしても、なくしても検討はできますんで、それは、更新の検討経緯はできますから。

大原委員長 確かに設備更新の必要性には、当然代替案との比較、町としても合理的な事業スキームここへ必ずかかってくるので、ちょっとここは三角マークというか、ペンディングということで、置かせていただきたいと思います。

その他、何かご意見ございませんか。

(なしの声)

大原委員長 それではですね、ちょっと改めていきます。

委員会として、とりあえず目標とすべき報告すべき事項としては、25年間の森林組合父野川事業所の経営実態について、2番目、父野川事業所の赤字要因は何か、3番目、契約・ガバナンス上の課題、6番目、町財政にどのような影響があるのか、7番目、地域林業・地域経済へどのような影響を与えるのか。当面このあたりを報告の目標としては、後々また議論で変わってくるかと思いますが、今のところはそういうところで目標を持っていきたいと思っています。

以上が、今後の委員会の進め方の案についてでございます。

その他ご意見ないようでしたら、よろしいでしょうか。

(はいの声)

大原委員長 では、これはまた資料を再びまとめ直して、皆さんに配布をさせていただきます。

それから、2番を終わります。

3番目のですね、父野川事業所の視察についてお諮りしたいと思います。

当然、父野川事業所の検討する委員会ですので、視察はすべきかなと現状の設備の状況、様々在庫の状況等もございしますが、そのあたりしっかりと視察をまず早い段階ですべきかなと思いますが、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員 これですね、製材所の規模としても、結構大きい規模になってます。ですから、当然視察をするとしても、それなりのそれぞれの委員さんが、或いは、特別委員会としての着眼点を持ってないと、何を見ていいのかが多分、ただ見ただけになってしまうと思うんです。ですから、やっぱり現場で質問する場合もあるでしょう。現場の声を聞くために、だから、これはあんまり早めというよりもですね、お盆過ぎて、3回目以降、3回目の委員会以降ぐらいでやればいいんじゃないかなと、そんなに今の段階で、今日資料見ただけですから、これ、見に行ってもですね、わあ大きいなあ、すごいなあぐらいしか多分、印象に残らないんで。見に行く以上は、ある程度下地がそれにできて、見に行った方が、持ち帰って、いろいろどうでしたかというところでの意見が、また深い意見が出るかなというふうに思いますんで。

 やっぱり3回目の委員会を過ぎた以降ぐらいで、中間報告までに見に行った方がいいと思います。

大原委員長 岡部委員からは今、8月中旬から9月の中間報告までの間でどうかという意見がございました。

 その他、ご意見ございませんか。

 (なしの声)

大原委員長 そしたら、ないようでしたら、お盆挟みます、8月の17日の週以降という形に、なると思いますけれども、それで、日程調整をさせていただくということよろしいでしょうか。

 (はいの声)

大原委員長 それでは8月の17日以降で9月定例会までの間で父野川事業所視察ということ決定をさせていただきたいと思います。

 それではですね、ちょっと申し訳ないです1つちょっと戻らせていただいて、

先ほど瀧野議員からご提案があった、どこから手をつけていくか、次回の委員会の委員会の進め方についてにも関わって参ります。

先ほどのですね、資料の16分の4ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、今回提出していただいた資料、真ん中どころに一覧表をつけてですね、資料分類という形に、1から5番まで分類をしております。

1番、契約協定、2番、財務資料、3番、設備資料、4番、協議記録、5番、地域経済ということで。この1、2、3、4、5の番号をですね、8ページ以降の(1)の何々の資料の後に、1番、契約協定、2番、財務資料、こういう形で分類でさせていただきます。

先ほどの瀧野議員のお話からいうと、財務資料あたりからしっかりと分析を早め、一番最初にすべきではないかというご意見だったと思うんですが。そういう形で、次回の委員会は、2番の財務資料の分析から進めていくという形にさせていただきます。

例えばですね、久万高原町からの8ページ、久万高原町からの資料からという、町に依頼したの(2)、父野川事業所の損益分岐点の資料、それから3番目の補助金関係の資料、それになって参ります。

それから、父野川事業所じゃなくて広域森林組合から提出された資料であれば、(1)番の貸借対照表であったり損益計算書の財務資料関係の分析、それから4月以降の父野川事業所の月別の決算、それから損益分岐点の資料、こういった辺りが財務資料という形になるんですが。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

あのね、財務資料言うても、結局、交付金をどう出したかという話になってきたら、その交付金は何基づいて出したんですかということは、1番のこれ書いてある通り、1番の契約協定、これが先なんですよ。元がないのにね、財務資料だけ見たって、これは根拠があって、根拠がちゃんとあるのかと、ざらっとやってそれから財務の方へ入っていくんですよ。根拠もないのに出してるんじゃないかという疑問点が、今あるからこそ、この特別委員会で議論してるんであって、公金を出した根拠は、どういうものがベースとしてちゃんとした法的に通用するものがあるんですかっていうのが、先ほどから言ってる、どうい

う理由で申請があつて、検討して、予算まで出して議決して執行したということですから。それはやっぱり入口は大事にしなければいけないと思うんですよ。

大原委員長 それでは最初には次回の会議では、まず1番の契約協定に関する資料、まずここをしっかりと掴んだ上で、財務資料に入っていくというご意見を岡部委員からいただきました。

他にご意見ございませんか。

今出てきた資料は、これです。このグレーの資料の、この資料01です。
(瀧野志委員を指名)

瀧野委員 ごく最近にもちょっと話したけど、契約も協定もない、実際答弁されされた通りで、建物・機械は全部森林組合のもん。それで土地代は、土地代、本社家屋、それから菅生の製材、これは町に対して200万か300万、土地代払いよるんよな。これ見たらわかるけど、途中で、それも堪えてくれ言うて、堪えてもろとる文書もこん中入ったわい。

ほやけ、そのように、今一番はあれやないかなあ、この4月から以降、毎月1000万を超えて、赤字が出よる。それを誰が見るもんか、どうするんか、早く結論を出さんと。もう町がこれ全部みるいうても、どうやってみるんかなあと思て心配しよんよ。

ほやけ、そこら辺これほっといたら、1年分、2年分になるんじゃないん。問題は、そのところをできるだけ早くしてあげたほうがいいんかなと思て言うただけよ。

大原委員長 瀧野委員、おっしゃることはわかるんですけど、ちょっとこれ1つ1つひも解いていかんと、出していく根拠が、まずあるかないかだと思うんです。

瀧野委員 それはそれでそちらの方でやって。私はそうあれしとるわけじゃないし。

大原委員長 と思いますが。

	よろしいですか。
瀧野委員	はい。
大原委員長	それでは次回の会議、まずは町から提出された資料の契約協定の（１）番の資料の分析から入って、なるべく早く財務の方に入っていくという形で進めさせていただきたいと思います。 今日にしましては、もう、今お手元に資料を配ったところなので、中まで入るというのもちょっと難しいと思います。今日のところは、この資料をまず持ち帰っていただいて、まずご自身で皆さん目を通していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。 次回の委員会の日程を決めたいと思います。本当に日がございませぬ。 できれば、もう来週早々にも、私はやったほうがいいのかと思うんですけど、まず来週やることについて、皆さん、いかがですか。ご意見ございませぬか。 よろしいですか。 （はいの声）
大原委員長	それでは来週やるということで、第３回目の委員会になります。 日程案、局長。皆さん、議員さんの予定が空いてる日とか、議長の公務・・・ （窪田議会事務局長を指名）
窪田事務局長	２７日の午後が公共交通会議あろうかと思います。 ３１日は、土砂防災ネットワークの総会。
大原委員長	２９日午後は会報。 （発言するものあり）

大原委員長 とりあえず第3回の委員会は、29日の9時30分からということでよろしいでしょうか。

もう可能やったら第4回も決めおきましょうか。

そのあと、第3回次回の委員会は29日の9時半から、これ午後から会議ありますので、午前中ということになります。

第4回の委員会につきまして、まで決めておきたいと思います。第4回、いつにしましょうか。

(発言するものあり)

大原委員長 ただ、この2回の委員会で質問事項が全部まとまるかどうかですけどね。

岡部委員 いやいやもうそこで、

大原委員長 まとまったところまで出しますか。

それでは第4回の委員会を8月5日9時30分から。

もしかしたら、1日なるかもしれませんので、皆さん予定をしておいてください。

なんなら、お弁当準備しますか。

熊代委員 それは次やってからで。

(発言するものあり)

大原委員長 それでは委員会の予定について決定事項ですが、第3回の委員会を、29日水曜日の9時30分から、この日は午前中で終了させていただきます。

第4回の委員会を8月5日水曜日午前9時30分から、一応終日の予定で入れさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長いですけど、頑張りましょう。

(発言するものあり)

大原委員長

そしたら、本日の確認事項以上になります。

その他、本委員会につきまして、何か皆さんの方で、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

会議録の開示は、前回と似たような感じになるのでしょうか。

大原委員長

前回の会議録非常に早く、まとめて公開をしていただいたんですけども、前回、たまたま議会の事務があまりなかったということで、非常に短いスパンでやっていただいたと思います。

ただ、今回ちょっと決算等が入って参りますので、前回よりは少し時間がかかるかなと言うところです。

概算何日というのはちょっと出しにくいんですが、毎回、毎回、前回みたいなスパンで、議事録がまとめて公開できるというのはちょっと難しい。

(岡部史夫委員を指名)

岡部委員

局長さんね。決算監査、イギの決算監査。やられるんですね。はい、わかりました。

大原委員長

ただなるべく早くということでは、頑張ってくださいと思います。

その他、何かございませんか。

(なしの声)

大原委員長

ではないようでしたら、以上で、本日の特別委員会は閉じたいと思います。

阪本副委員長

皆さん、長時間にわたりまして、ご審議ありがとうございました。

以上で終了いたします。

(午前 11 時 54 分)

(閉 会)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

委 員 長

署名委員

署名委員